

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市潟東樋口記念美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 40 号

新潟市潟東樋口記念美術館条例の一部を改正する条例

新潟市潟東樋口記念美術館条例（平成 16 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（以下「美術館」という。）」を削る。

第 2 条中「美術館」を「新潟市潟東樋口記念美術館」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（施設及びその利用）

第 2 条の 2 新潟市潟東樋口記念美術館に次に掲げる施設を置く。

（1） 美術館

（2） お茶の間美術館

2 お茶の間美術館及びこの設備は、前条の事業に支障がない範囲において、市民の文化活動等の利用（以下「施設等の利用」という。）に供することができる。

第 3 条中「美術館」の次に「（お茶の間美術館を含む。）」を加える。

第 4 条中「するもの」の次に「又は施設等の利用をしようとするもの」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の不徴収）

第 4 条の 2 施設等の利用に係る使用料は、徴収しない。

第 5 条各号列記以外の部分中「美術館」の次に「（お茶の間美術館を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条中「前条」を「第 4 条」に改め、同条第 2 号中「収蔵品」を「美術資料」に改める。

第 6 条第 1 項中「美術館の収蔵品」を「美術館が展示する美術資料」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 施設等の利用の許可を受けたものは、お茶の間美術館をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

第10条の次に次の1条を加える。

(特別の設備の許可)

第10条の2 施設等の利用の許可を受けたものは、お茶の間美術館の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第11条各号列記以外の部分中「美術館」の次に「(お茶の間美術館を含む。以下同じ。)」を加え、同条第1号から第3号までの規定中「収蔵品」を「美術館が展示する美術資料」に改める。

第14条中「収蔵品」を「美術資料」に改める。

別表第1中「500」を「650」に、「400」を「520」に改め、同表小・中学生の項個人の欄中「300」を「390」に改め、同項団体(20人以上)の欄中「200」を「260」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和7年4月1日